

**地域の元氣臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金)により実施した事業の費用の一部が交付対象外**

1件 不当金額(支出) 2億5882万円  
(前年度 5件 6億0576万円)

1 交付金の概要

地域の元氣臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金)は、制度要綱等に基づき、地域経済の活性化と雇用の創出を図ることを目的として、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」の迅速かつ円滑な実施ができるよう、地方公共団体が作成した実施計画に基づき実施する事業に要する費用のうち、実施計画を作成した地方公共団体が負担する経費に充てるために、国が交付するものである。

制度要綱によれば、国は上記対策の迅速かつ円滑な実施ができるよう実施計画に基づく事業の実施に要する費用に充てるために交付金を交付すること、地方公共団体は事業実施期間等を記載した実施計画を提出することなどとされている。

2 検査の結果

東京都は、既存の国の補助事業の対象とはならない地方単独事業として、社会福祉法人等の整備する特別養護老人ホーム等の施設整備費に対して補助金を交付する特別養護老人ホーム整備費補助事業を、事業費110億6337万円(交付対象事業費同額、交付金交付額102億2730万円)で平成25年度を事業実施期間とした実施計画に基づいて実施し、同事業で実施した55工事のうち9工事について、社会福祉法人への補助金交付額計41億2550万円を交付対象事業費であるとして総務本省に実績報告書を提出して、同額の交付金の交付を受けていた。

しかし、上記の9工事に係る交付対象事業費41億2550万円のうち2億5882万円は、実施計画に記載された事業実施期間外である24年度以前に実施した工事の工事費相当額に係る補助金交付額であり、交付金の交付対象となる実施計画に基づく事業の実施に要する費用に該当しないものであった。

したがって、上記の補助金交付額2億5882万円は交付の対象とは認められず、これに係る交付金相当額2億5882万円が不当と認められる。

部局等	交付金事業者 (事業主体)	交付金事業	年度	交付対象事業費	左に対する 交付金交付額	不当と認める 交付対象 事業費	不当と認める 交付金相 当額	摘 要
総務本省	東京都	地域の元氣臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金)〈特別養護老人ホーム整備費補助〉	平成25	円 110億6337万	円 102億2730万	円 2億5882万	円 2億5882万	補助の対象外